

第1編 法人登記総論

第1章 総 説

第1節 法人登記

第1 意 義

1. 法人登記は、会社以外の様々な法人（一般社団法人・一般財団法人等。以下単に「法人」という。）の登記すべき事項をそれぞれの法人の登記簿（一般社団法人登記簿・一般財団法人登記簿等。以下「法人登記簿」という。）に登載し、これを一般に公示する制度であって、これにより取引の安全と円滑化を図り、併せて法人自身の信用の保持に役立てることを主な目的としている。

法人登記と商業登記とは、いずれも権利義務の主体に関する公示制度として共通点を有する。

商人及び会社に関する商業登記については、商業登記法（昭和38年法律第125号）において、その申請手続、添付書面等が定められているが、この商業登記法の規定は、法人の登記手続についても妥当するものが多いことから、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「一般法人法」という。）、宗教法人法（昭和26年法律第126号）等の法律や保険業法施行令（平成7年政令第425号）、弁護士会登記令（昭和24年政令第321号）、独立行政法人等登記令（昭和39年政令第28号）、組合等登記令（昭和39年政令第29号）等の政令において、それぞれの法人の登記について、その性質に反しない範囲内において準用されている。

また、同様の理由から、一般社団法人等登記規則（平成20年法務省令

第48号。以下「一般法人登記規則」という。)及び各種法人等登記規則(昭和39年法務省令第46号。以下「各種法人登記規則」という。)において、その性質に反しない範囲内において、商業登記規則(昭和39年法務省令第23号)の多くの規定が法人の登記手続にも準用されている。

2. 法人の登記についての法制度の概略は、次のとおりである。

(1) 法人の設立準拠法において、登記に関する規定が設けられている法人

索引	名称	索引	名称
い	一般社団法人	し	商工組合
	一般財団法人		商工組合連合会
か	会員商品取引所		消費生活協同組合
	火災共済協同組合		消費生活協同組合連合会
	貸家組合		事業協同組合
	貸家組合連合会		事業協同小組合
	貸室組合		信用協同組合
き	貸室組合連合会		信用金庫
	漁船保険組合		信用金庫連合会
	漁船保険組合中央会		自主規制法人
	漁業協同組合	す	水産加工業協同組合
	漁業協同組合連合会		水産加工業協同組合連合会
	漁業生産組合	せ	政党
	協同組合連合会	そ	損害保険料率算出団体
	企業組合		相互会社
き	協業組合	ち	地方公務員職員団体
	共済水産業協同組合連合会		都道府県中小企業団体連合会
	金融商品会員制法人		全国中小企業団体中央会
	こ	鉱工業技術研究組合	の
国家公務員職員団体		農業共済組合連合会	
混合連合団体		へ	弁護士会
し	宗教法人	日本弁護士連合会	
	住宅組合	ゆ	輸出組合
	酒造組合		輸入組合
	酒販組合	輸出水産業組合	
	酒造組合連合会	ろ	労働金庫
	酒販組合連合会		労働金庫連合会
	酒造組合中央会		労働組合
	酒販組合中央会		

(注) 住宅組合については昭和46年6月1日に、貸家組合、貸家組合連合会、貸室組合及び貸室組合連合会については昭和53年5月23日にそれぞれ設立準拠法が廃止されたが、いずれも廃止の際現に存するものについてはなお旧規定が効力を有するものとされ、登記手続についても従前の規定が適用されるものとされている。

(2) 独立行政法人等登記令の適用を受ける法人

独立行政法人等登記令別表の名称の欄に掲げられた法人である。同一の根拠法に基づく法人は1つに限られることが通常で、その多くは、出資の全額又は大部分を国が出資する公的色彩の強い法人である。

(3) 組合等登記令の適用を受ける法人

組合等登記令別表一の名称の欄に掲げられた法人である。

(4) 登記を必要としない法人

索引	名 称	索引	名 称
か	勤労者財産形成基金 健康保険組合 健康保険組合連合会 厚生年金基金 厚生年金基金連合会 国民健康保険組合 国民健康保険団体連合会	か	国民年金基金 国民年金基金連合会
		さ	住宅街区整備組合
		た	土地改良区 土地改良区連合

第2 種 類

法人登記は、商業登記と同様、登記の事由（原因）の発生の態様により、独立の登記（法人の設立の登記等）、変更の登記、消滅の登記、更正の登記及び抹消の登記に分類することができる。

登記簿への登載の手続は、登記官によってされるが、その権限発動の機会によって、申請による登記、嘱託による登記及び職権による登記に分類することができる。

法人の種類は極めて多く、200余種類に及び、その全てについて書式を示すことは不可能に近いことから、本書では、法人のうち数が比較的多いとみられるものの登記等について記述することにしたい。本書において記述する法人はいわば代表的なものであるから、本書において記述していない法人に関しても、当該法人に類似する法人であって本書において記述するものに係

る書式等を参考とされたい。

第3 登記事項

法人登記は、前述のように法人の取引の安全と円滑化を図ることを目的とする制度であるから、登記により公示されるべき事項は、必要な限度において、簡明であるべきである。

法人の登記すべき事項は、法人の種類によって異なる。いかなる事項が登記事項であるかは、各法人の登記に関する箇所において詳述することとする。

第4 登記所及び登記官

1. 登記所

法人登記の事務は、当事者の事務所の所在地を管轄する法務局若しくは地方法務局若しくはこれらの支局又はこれらの出張所が管轄登記所としてつかさどる（一般330，宗教62 I，中小企97 I，生協92，信金78 I，水協113 I，組登令25，独登令18，商登1の3等）。法務局等の登記に関する管轄区域は、法務省組織令（平成12年政令第248号）別表第1及び「法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則（平成13年法務省令第12号）」別表に定められている。法務大臣は、1の登記所の管轄に属する事務を他の登記所に委任することができる（商登2準用）。これに基づき、現在、登記事務委任規則（昭和24年法務府令第13号）が制定されている。

2. 登記官

登記所における事務は、法務局若しくは地方法務局若しくはこれらの支局又はこれらの出張所に勤務する法務事務官のうちから法務局又は地方法務局の長が指定した者が登記官として取り扱う（一般330，宗教65，中小企103，生協92，水協120，組登令25，独登令18等，商登4）。登記官又はその配偶者若しくは4親等内の親族（配偶者又は4親等内の親族であった者を含む。以下同じ。）が申請人であるときは、登記の公正を担保するため、当該登記官は、登記をすることができないとされている。登記官又はその配偶者若しくは4親等内の親族が申請人を代表して申請

するときも、同様である（一般330，宗教65，中小企103，生協92，水協120，組登令25，独登令18等，商登5）。

第5 登記簿

法人登記簿とは、法人の登記すべき事項が記録される帳簿であり、法人の種類に応じて各種の登記簿が各登記所に備え置かれている（一般316，宗教62Ⅱ，水協113Ⅱ，中小企97Ⅱ，生協84，信金78Ⅱ等）。

法人登記簿は、磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む。）をもって調製される（商登1の2①準用）。

法人登記簿は、法人の種類に従い、各区に区分した登記記録をもって編成される（法登規2，各登規2）。なお、「区」の実質は、登記事項の分類であるといえる。

法人登記簿の種類ごとの「区」の名称及び「記録すべき事項」は、次のとおりである。

◎登記簿の編成

一般社団法人等登記規則別表第一（一般社団法人登記簿）

区 の 名 称	記 録 す べ き 事 項
名 称 区	会社法人等番号 名 称 名称譲渡人の債務に関する免責 主たる事務所の所在場所 公告方法 貸借対照表に係る情報の提供を受けるために必要な事項 法人成立の年月日
目 的 区	目 的
役 員 区	理事，仮理事及び理事職務代行者 監事，仮監事及び監事職務代行者 代表理事，仮代表理事及び代表理事職務代行者 会計監査人及び仮会計監査人 清算人，仮清算人及び清算人職務代行者 代表清算人，仮代表清算人及び代表清算人職務代行者 職務の執行停止 その他役員等に関する事項（役員責任区に記録すべきものを除く。）

役員責任区	理事、監事又は会計監査人の法人に対する責任の免除に関する規定 理事（業務執行理事又は当該一般社団法人の使用人でないものに限る。）、 監事又は会計監査人の法人に対する責任の制限に関する規定
従たる事務所区	従たる事務所の所在場所
法人履歴区	法人の継続 合併した旨並びに吸収合併消滅法人の名称及び主たる事務所
法人状態区	存続期間の定め 解散の事由の定め 理事会を置く法人である旨 監事を置く法人である旨 会計監査人を置く法人である旨 清算人会を置く法人である旨 解散（登記記録区に記録すべき事項を除く。） 設立の無効 設立の取消し 民事再生に関する事項（他の区に記録すべきものを除く。） 承認援助手続に関する事項（役員区に記録すべきものを除く。） 破産に関する事項（役員区及び登記記録区に記録すべきものを除く。） 業務及び財産の管理の委託に関する事項
登記記録区	登記記録を起こした事由及び年月日 登記記録を閉鎖した事由及び年月日 登記記録を復活した事由及び年月日

一般社団法人等登記規則別表第二（一般財団法人登記簿）

区 の 名 称	記 録 す べ き 事 項
名 称 区	会社法人等番号 名 称 名称譲渡人の債務に関する免責 主たる事務所の所在場所 公告方法 貸借対照表に係る情報の提供を受けるために必要な事項 法人成立の年月日
目 的 区	目 的
役 員 区	理事、仮理事及び理事職務代行者 監事、仮監事及び監事職務代行者 評議員、仮評議員及び評議員職務代行者 代表理事、仮代表理事及び代表理事職務代行者 会計監査人及び仮会計監査人 清算人、仮清算人及び清算人職務代行者 代表清算人、仮代表清算人及び代表清算人職務代行者 職務の執行停止 その他役員等に関する事項（役員責任区に記録すべきものを除く。）

役員責任区	理事、監事又は会計監査人の法人に対する責任の免除に関する規定 理事（業務執行理事又は当該一般財団法人の使用人でないものに限る。）、 監事又は会計監査人の法人に対する責任の制限に関する規定
従たる事務所区	従たる事務所の所在場所
法人履歴区	法人の継続 合併した旨並びに吸収合併消滅法人の名称及び主たる事務所
法人状態区	存続期間の定め 解散の事由の定め 会計監査人を置く法人である旨 清算人会を置く法人である旨 監事を置く清算法人である旨 解散（登記記録区に記録すべき事項を除く。） 設立の無効 設立の取消し 民事再生に関する事項（他の区に記録すべきものを除く。） 承認援助手続に関する事項（役員区に記録すべきものを除く。） 破産に関する事項（役員区及び登記記録区に記録すべきものを除く。） 業務及び財産の管理の委託に関する事項
登記記録区	登記記録を起こした事由及び年月日 登記記録を閉鎖した事由及び年月日 登記記録を復活した事由及び年月日

各種法人等登記規則別表（各種法人等登記簿）

区 の 名 称	記 録 す べ き 事 項
名 称 区	会社法人等番号 名 称 名称譲渡人の債務に関する免責 主たる事務所の所在場所 法人の成立に関する事項
目 的 区	目的、業務、事業又は設置する施設の名称
役 員 区	代表権を有する者 共同代表に関する規定 職務の執行停止 その他役員等に関する事項
代 理 人 区	代理人 代理人を置いた事務所 代理権の範囲
従たる事務所区	従たる事務所の所在場所
その他の事項	他の区に記録すべき事項以外の事項

区	
企業担保権区	企業担保権に関する事項
法人状態区	存続期間に関する定め 解散の事由の定め 会計参与設置会社である旨 監査役設置会社である旨 監査役会設置会社である旨 特別取締役による議決の定めがある旨 監査等委員会設置会社である旨 重要な業務執行の決定の取締役への委任についての定款の定めがある旨 指名委員会等設置会社である旨 会計監査人設置会社である旨 清算人会設置会社である旨 解散（登記記録区に記録すべき事項を除く。） 設立の無効 設立の取消し 特別清算に関する事項（役員区及び登記記録区に記録すべきものを除く。） 法人の更正に関する事項（他の区に記録すべきものを除く。） 民事再生に関する事項（他の区に記録すべきものを除く。） 承認援助手続に関する事項（役員区に記録すべきものを除く。） 破産に関する事項（役員区及び登記記録区に記録すべきものを除く。） 業務及び財産の管理の委託に関する事項
登記記録区	登記記録を起こした事由及び年月日 登記記録を閉鎖した事由及び年月日 登記記録を復活した事由及び年月日

また、閉鎖した登記記録は、その他の登記記録と区分して整理しなければならない（法登規3，各登規5，商登規2）。

第6 登記の強制

法人登記については、原則として、登記の申請が義務付けられている。すなわち、各法人につき、登記をすべき期間が定められており、その期間内に登記をすることを怠ったときは、法人の代表者等に過料の制裁が課せられる（一般342，宗教88Ⅸ，私学66Ⅰ，社福133Ⅰ，医療76Ⅰ，農協100の7③，101②，中小企115Ⅰ②，水協130Ⅰ④等）。これは、法人の利益よりも一般公衆の利益を重く保護しようとする現れであるといえる。

登記官は、過料に処せられるべき者があることを職務上知ったときは、遅滞なく、その事件を管轄地方裁判所、すなわち、その者の住所地を管轄する

地方裁判所に通知しなければならない（法登規3，各登規5，商登規118）。

◎登記期間懈怠通知文例

	日記（過料）第 号 平成〇〇年〇〇月〇〇日
〇〇地方裁判所 御中 支部	〇〇法務局〇〇出張所 登記官 職印
通 知	
下記のとおり過料に処せられるべき事件を発見したので、〇〇登記規則第〇〇条において準用する商業登記規則第118条の規定により通知します。	
記	
登記申請の年月日 受付番号	平成〇〇年〇〇月〇〇日 第 号
違反事項の要旨	別紙のとおり 1. 選任懈怠 2. 登記懈怠
該 当 法 条	1. 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第342条第13号 2. 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第303条 3. 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第342条第1号等
違反者の資格及び氏名・住所	
主たる事務所	別紙のとおり

名	称
代 表 理 事 の	
氏 名 ・ 住 所	

(注) 過料事件通知書には、別紙として履歴事項一部証明書を添付する。

行政区画，郡，区，市町村内の町若しくは字又はそれらの名称の変更があったことにより主たる事務所，代表理事の住所等に変更が生じた場合には，その変更による登記があったものとみなされる（商登26準用）から，その登記を申請する必要はない。この場合においては，登記官は，職権で変更の記録をすることができる（法登規3，各登規5，商登規42 I）。地番の変更があった場合又は住居表示に関する法律によって住居の表示方法が定められた場合には，変更の登記を申請しなければならない。